

# 第 1 5 5 号 答 申

## 第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定のうち、別表に掲げる「公開すべき情報」の部分を非公開とした決定は、妥当でないので公開すべきであるが、その他の部分を非公開とした決定は、妥当である。

## 第 2 審査請求に至る経過

1 平成22年 7月 6日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、2010年 1月以降、職員の処分に関し、会議等のあった月、日及び時、会議内容、提案、議題（議事）、資料並びに決まったことがわかるものの公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 同年 8月19日、実施機関は、本件公開請求に対して、下記（1）の行政文書（以下「本件行政文書」という。）を特定し、下記（2）の理由により一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

### （1）特定した行政文書

- ア 平成22年 2月 3日 教育委員会懲戒審査会
- イ 平成22年 2月 3日 教育委員会退職手当審査会
- ウ 平成22年 3月19日 教育委員会懲戒審査会（以下「本件行政文書①」という。）
- エ 平成22年 3月19日 教育委員会退職手当審査会（以下「本件行政文書②」という。）
- オ 平成22年 4月26日 教育委員会職員懲戒審査会
- カ 平成22年 4月26日 教育委員会退職審査会
- キ 平成22年 5月17日 教育委員会職員懲戒審査会
- ク 平成22年 5月17日 教育委員会懲戒審査会（以下「本件行政文書③」という。）
- ケ 平成22年 5月17日 教育委員会退職手当審査会（以下「本件行政文書④」という。）

### （2）非公開事由

ア 条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当

本件行政文書には、個人のプライバシーに関する情報（以下「本件個人情報」という。）の記載があり、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することとなるものを含む。）のうち通常他人に知られたくないと認められるため。

イ 条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当

事情聴取事項及び当事者の回答（以下これらを「聴取記録」という。）には、不適正な経理処理等に係る調査及び警察等の捜査に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又はその発見を困難にするおそれがあるため。

3 同年10月 5日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 第 3 審査請求人の主張

#### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す、との裁決を求めるものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論意見書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件公開請求の対象となる文書は、法に抵触する内容のため、非公開にすることは、実施機関が自らの違法行為を隠ぺいしている又は身内をかばっているというように誤解され、説明責任を果たさないことになる。

(2) 本件行政文書は、全面的に公開されることが原則であり、職務上の内容、特に聴取事項を非公開にする理由はない。

(3) 教職員の交通事故に係る行政文書公開請求の際には、本件公開請求において非公開となった内容について公開されているものがある。また、新聞報道、学校経営案等で明らかになっている情報もある。

(4) 不適正な経理処理等に関わった法人（以下「本件法人」という。）の名称（以下「本件法人情報」という。）については、非公開により保護される利益と公開により保護される利益の比較衡量が行われることにより判断

されるべきである。不適切又は違法な手段による社会活動又は経済活動を行うことはルール違反であり、公開されることの不利益は、違反した者の社会的責任として受けなければならないことである。

#### 第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 条例第 7条第 1項第 1号ただし書アに規定されている職務の遂行に係る情報には、懲戒処分を受けたこと等職員としての身分取扱いに係る情報は含まれないことが、「名古屋市情報公開条例の施行について（依命通達）」（平成12年 9月27日付け依命通達13号）に記載されている。懲戒処分を受けたという事実自体は、その者にとって身分取扱いに係る情報であることから、被処分者（校長及び教頭を除く。）の職名、氏名等は、条例第 7条第 1項第 1号に該当する。
- 2 通常公務員の身分取扱いに関する事例は非公開であるが、新聞報道等で公にされており、特別保護すべき利益がないものと認められるものは公開すべきものとする。また、処分を受けた校長及び教頭については、公人性が高く、公知性が認められることから、学校名と職名が報道されている場合において当該氏名を公開しているものである。
- 3 審査請求人は、学校経営案と突合することにより明らかになる者の氏名を公開すべきと主張するが、学校毎の年度を通しての運営方針等が記載された学校経営案については、名古屋市市民情報センターの倉庫に保管されており、常時配架されているものではないことから、記載されている内容について通常一般人が容易に知り得るとは言い難く、ましてや報道等で広く流布される情報と同列に扱うことはできず、公知性が低いといえる。
- 4 本件法人情報については、公にすることにより、当該法人の名誉及び社会的評価が損なわれ、当該法人に明らかに不利益を与えると認められることから、条例第 7条第 1項第 2号に該当する。
- 5 実施機関において、不正経理を行い、懲戒免職となった職員については、実施機関が警察へ告訴し、その後警察によって逮捕、検察によって起訴されることが推定される。告訴後未逮捕の者つまり、聴取記録のうち捜査対象者に係るもの（捜査対象者の関係者も含む。以下「捜査対象者聴取記録」という。）を公開することは、警察から捜査の支障となるおそれがあるとの見解

を受け、非公開とした。

- 6 本件公開請求に対して、審査請求人から文書交付時に文書の特定漏れがある等の指摘もなく、また本件審査請求は、文書の特定範囲が不十分であるとの理由によるものではないと考えており、文書の特定に誤りはない。

## 第 5 審査会の判断

### 1 争点

本件行政文書のうち本件個人情報が条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するか否か、本件法人情報が、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当するか否か及び聴取記録が条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当するか否かが争点となっている。

### 2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

### 3 公開しない理由の追加について

実施機関は、本件審査請求の審議中に公開しない理由の追加を行ったが、当審査会としては、このような理由の追加が認められるか否かについては、次のとおり判断する。

条例が公開しない理由の付記を規定している理由は、実施機関の慎重かつ合理的な判断を確保するとともに、公開しない理由を処分の相手方に知らせることにより、その不服申立てに便宜を与えるためであると解される。公開しない理由の付記が行政手続の一環として要求されているにもかかわらず、不服申立ての審議の段階になってから理由の追加や差替えを安易に認めることは、公開しない理由の付記の趣旨が没却され、信義に反する結果を招くおそれがある。

しかし、当審査会において、新たに追加された公開しない理由について審議することができないとすると、当審査会より答申を受けた実施機関がその新たな公開しない理由により再び一部公開決定を行う可能性も否定できず、本件審査請求に対する迅速な決定を妨げる事態が生じかねない。

また、実施機関は追加弁明意見書を当審査会に提出し、当審査会は審査請求人に対して当該追加弁明意見書の写しを送付するとともにそれに対する反論の機会も与えた。

以上のことから、当審査会としては、追加された公開しない理由も含めて本件審査請求の審議を行ったものである。

#### 4 本件行政文書について

本件行政文書は、実施機関の職員に不祥事があった際に、実施機関が職員の処分を検討するために作成されたものであり、教育委員会懲戒審査会、教育委員会職員懲戒審査会及び教育委員会退職手当審査会の会議資料である。

教育委員会懲戒審査会及び教育委員会職員懲戒審査会は、懲戒処分の案件について、処分内容等を審議するための審査会である。当該会議資料は、各学校長から提出された服務に関する報告、聴取記録及び処分調書（案）で構成されている。

また、教育委員会退職手当審査会は、公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和29年愛知県条例第27号）に基づく退職手当の支給制限等の処分について審議するための審査会である。当該会議資料は、事件の概要、退職手当支給案及び今後のスケジュールで構成されている。

#### 5 条例第7条第1項第1号該当性

まず、本件行政文書のうち本件個人情報が条例第7条第1項第1号に該当するか否かを判断する。

- (1) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することができないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても、同様に非公開とすることを定めたものである。

ただし、当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分は非公開情報に該当しないが、当該公務員等の氏名に係る部分を公開することにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該情報は非公開情報に該当するとしている。

- (2) 本件個人情報は、本件行政文書に記載されている被処分者及びその関係者の氏名、年齢、学校名、勤務評価、健康状態、家庭状況、資金状況等で

あり、特定の個人が識別される又は他の情報と照合することにより特定の個人が識別され得るものであることは明らかである。また、本件個人情報、職員の懲戒処分等に関わる情報であることから、一般人の感受性を基準として判断すれば、通常他人に知られたくないものであると認められる。

(3) 次に、審査請求人は、懲戒処分に関する文書は全面的に開示されるのが原則であり、職務上の内容、特に聴取記録を非公開にする理由はないと主張していることから、本件個人情報が、本号ただし書アに該当し、公開すべきか否か判断する。

ア 職務の遂行に係る情報とは、公務員が担当する職務を遂行する場合における情報をいい、勤務評価の内容や処分を受けたこと等職員としての身分取扱いに係る情報や、公務員個人の私的な情報は含まれないと解される。

イ 公務員の懲戒処分に関する情報は、公務員が職務に関して処分されたものであっても、公務員の職務遂行情報ではなく、個人の資質、名誉にかかわる当該被処分者固有の情報であると考えべきであり、被処分者の職員としての身分取扱いに関する情報であると認められる。

したがって、本件個人情報は、本件被処分者のプライバシーとして保護されるべきものであり、本号ただし書アには該当しないと認められる。

ウ しかしながら、本件個人情報のうち事件が新聞報道され、既に公になった職員の氏名、処分内容等（以下「本件報道氏名等」という。）については、本件被処分者のプライバシーとして保護する法的利益がなくなっていると認められることから、例外的に公開することが相当であると考えられる。

したがって、本件個人情報のうち本件報道氏名等は、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するとは認められない。

(4) なお、審査請求人は、学校経営案により明らかになる氏名についても公開すべきであると主張しているが、学校経営案は、公開することを目的として作成しているものではなく、不特定多数の者に対して広く一般に公開されているものとは認められないことから、学校経営案については、条例第 7 条第 1 項第 1 号の「他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるもの」のうち、「他の情報」に該当するとは認められない。

(5) 以上のことから、本件個人情報のうち本件報道氏名等以外の情報は、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当すると認められるが、本件個人情報のうち本件報道氏名等は、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当すると認められない。

#### 6 条例第 7 条第 1 項第 2 号該当性

次に、本件行政文書のうち本件法人情報が、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、法人等の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、公開することによって、当該法人等にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報については、非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件法人情報は、不適正な経理処理等に関する取引先の名称であることから、法人等の事業活動に関する情報であることは明らかである。

(3) 次に、本件法人情報を公開すると、本件法人に明らかに不利益を与えるか否かについて判断する。

本件法人情報は、白紙の領収書の提供等を行った実施機関の取引先の名称であり、これを公開すると、当該法人が懲戒処分を受けた職員に協力する等、横領に関与していたとの評価を受けるおそれがあることから、当該法人の社会的評価を低下させるおそれがあることは明らかである。

したがって、本件法人情報を公開することは、本件法人に明らかに不利益を与えるものと認められる。

(4) 次に、審査請求人は、不適切又は違法な手段による社会活動又は経済活動を行うことはルール違反であり、公開されることの不利益は、違反した者の社会的責任として受けなければならないと主張していることから、本件法人情報が、本号ただし書ウに該当し、公開すべきか否かを判断する。

ア 本号ただし書ウは、本号本文に該当する場合であっても、公益上の観点から、本号ただし書ア又は本号ただし書イに準じて、特に公開することが必要であると認められる情報は、公開しなければならないとする趣旨である。

イ 本号ただし書ア又は本号ただし書イは、法人等の事業活動から人の生

命身体や市民生活、環境等を保護する必要がある場合に限定しており、仮に本件法人が不正経理に関与していたとしても、公にすることが、本号ただし書ア又は本号ただし書イに準じるような公益上特に必要であるとは認められない。

ウ したがって、本件法人情報は、本号ただし書ウには該当しないと認められる。

(5) 以上のことから、本件法人情報は、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当すると認められる。

## 7 条例第 7 条第 1 項第 5 号該当性

次に、実施機関は、本件行政文書のうち聴取記録が条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当すると主張しているが、上記 5 及び 6 で述べたとおり、聴取記録のうち本件報道氏名等以外の本件個人情報及び本件法人情報については非公開とすべきと判断したので、聴取記録のうち本件報道氏名等以外の本件個人情報及び本件法人情報を除く部分が、条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、本市が行う事務事業の性質、内容に着目し、公正又は適正な行政運営を確保する観点から、非公開情報を定めたものであり、情報を公にすることによる利益と比較衡量し、なお当該事務事業の遂行に支障が生ずる場合は、当該情報を非公開とすることを定めたものである。

(2) 聴取記録のうち、既に非公開とすべきと判断した本件報道氏名等以外の本件個人情報及び本件法人情報を除くと、本号により非公開となっている情報は、捜査対象者聴取記録の部分である。

そこで、捜査対象者聴取記録が、条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当するか否かを判断する。

(3) 捜査対象者聴取記録は、実施機関が職員の懲戒処分に先立って当該処分的前提事実を確認するために作成した捜査対象者及びその関係者からの事情聴取記録である。

捜査対象者聴取記録については、実施機関が捜査機関へ捜査対象者を告訴する際に提出していることから、本市等が行う事務事業に関する情報に該当することは明らかである。



(4) 次に、捜査対象者聴取記録を公開すると、当該事務事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるか否かについて判断する。

ア 捜査対象者聴取記録は、上記(3)のとおり、捜査対象者及びその関係者に対して、実施機関が事情聴取を行った記録であり、当該聴取記録を捜査機関に提出していることが認められる。そのため、本件処分が行われた時点では、捜査機関における捜査が継続されていたため、捜査対象者聴取記録を公開すると捜査機関の捜査に支障を生じさせるおそれがあったと認められる。

イ しかしながら、平成22年12月8日、平成23年2月2日及び平成24年9月4日に、捜査対象者のうち一部の者に刑事処分が確定していることから、刑事処分が確定した者に関する聴取記録（以下「確定聴取記録」という。）については、当該情報を公開したとしても、捜査機関の捜査への支障は生じないと認められる。

ウ したがって、捜査対象者聴取記録のうち確定聴取記録を公開しても、当該事務事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすとは認められない。

(5) 以上のことから、捜査対象者聴取記録のうち確定聴取記録は、条例第7条第1項第5号に該当するとは認められないが、それ以外の情報は、条例第7条第1項第5号に該当すると認められる。

8 上記のことから、「第1 審査会の結論」のように判断する。

## 第6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成22年10月14日	諮問書の受理
10月15日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
11月15日	実施機関の弁明意見書を受理
11月24日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
平成24年2月27日 (第135回審査会)	調査審議
4月24日	実施機関の追加弁明意見書を受理

5月 1日	審査請求人に追加弁明意見書の写しを送付 併せて、追加弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
6月 1日	審査請求人の反論意見書を受理
7月18日 (第140回審査会)	調査審議
平成25年 1月 4日	実施機関に追加弁明意見書を提出するよう通知
2月14日	実施機関の追加弁明意見書(2)を受理
4月12日 (第149回審査会)	調査審議
5月17日 (第150回審査会)	調査審議
8月23日 (第153回審査会)	調査審議
11月15日 (第156回審査会)	調査審議
11月22日	答申

別表

	公開すべき情報
本件行政文書①	本件報道氏名等、確定聴取記録のうち本件報道氏名等以外の本件個人情報及び本件法人情報を除く部分
本件行政文書②	本件報道氏名等
本件行政文書③	本件報道氏名等、確定聴取記録のうち本件報道氏名等以外の本件個人情報及び本件法人情報を除く部分
本件行政文書④	本件報道氏名等